

国家公務員宿舎を五島市に使用許可
～ 離島地域における国有財産の有効活用 ～

長崎財務事務所において、地域社会のニーズに応じ一層の有効活用を図る観点から、五島市へ五島市内の国家公務員宿舎を令和2年3月1日から使用許可を行います。

【これまで】

行政財産である国の庁舎や宿舎は「その用途・目的を妨げない限度」において、使用又は収益させることができるとされてきましたが、国家公務員宿舎の居室の使用許可については、被災者向けの応急的な住まいなど限定的なものに留まっていたところです。

【有効活用の方向性：令和元年6月答申】

令和元年6月『財政制度等審議会国有財産分科会』において、「今後の国有財産の管理処分のある方について一国有財産の最適利用に向けて一」の答申がなされ、行政財産については、地域社会のニーズに応じた一層の有効活用を図るとの方向性が示されました。国家公務員宿舎の居室についても、地域の課題解決に資する場合にも、使用許可することが可能となりました。

【本件】

長崎財務事務所と五島市及び長崎県との意見交換会の中で、五島市内の国家公務員宿舎を、人口減少対策の一環として五島市が誘致した「五島日本語学校」（令和2年4月開校）の教職員住宅として使用できないかと要望がありました。長崎財務事務所では、本件は地域の課題解決に資する場合にあたるとして、五島市へ使用許可を行うこととなりました。

これは、合同宿舎における全国初の事例となります。

【 使用許可する宿舎 】



< 本件に関するお問い合わせ先 >
 財務省福岡財務支局長崎財務事務所 管財課
 TEL : 095-827-7095